3. 植物調査結果	

3. 植物調査

3.1 植物調査結果の概要

(1) 確認種

今回とりまとめを行った 35 水系 37 河川(植物調査のみ実施: 5 河川、河川環境基図作成調査のみ実施: 25 河川、両調査実施: 7 河川)で確認された植物は、182 科 2,177 種でした。

確認種数が多かった河川は、中国地方の江の川で 1,193 種、次いで関東地方の荒川で 1,044 種、東北地方の高瀬川で 741 種でした。

注) とりまとめ河川について

平成 18 年度の河川水辺の国勢調査の調査体系の変更に伴い、植物調査では植物相調査、河川環境基 図作成調査では、植生図作成調査、群落組成調査、植生断面調査が実施されました。個別の種に関する 分析では、植物調査の結果を用い、群落面積に関する分析については、河川環境基図作成調査の植生図 作成調査の結果を用いています。

また、河川環境基図作成調査のみを実施した河川のうち、北海道地方の十勝川は、水域調査のみの実施であり、植生図作成調査等の陸域調査を実施していないことから、今回のとりまとめ対象河川から外しました。

(2) 重要種

今回とりまとめを行った 37 河川で確認された重要種は、レッドリストで絶滅危惧 A 類に指定されているマメ科のアカササゲ、絶滅危惧 B 類に指定されているイバラモ科のイトイバラモ、カヤツリグサ科のクグスゲ等、38 科 82 種でした。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、東北地方の高瀬川で 27 種、次いで中国北地方の江の川で 18 種、関東地方の荒川で 16 種でした。

注) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- 「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- 環境省 編「レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」掲載 種(2006: 鳥類、両生類、爬虫類、その他無脊椎動物、2007: 汽水・淡水魚類、貝類、維管束植物、哺乳類、昆虫類)

絶滅危惧 A類 : ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

絶滅危惧 B類 : A類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。

(注: 貝類、底生動物、陸上昆虫類等では A類と B類を併せて「絶滅危惧

類: 絶滅の危機に瀕している種」としている。)

絶滅危惧 類 : 絶滅の危険が増大している種。

準絶滅危惧 : 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に

移行する可能性のある種。

情報不足:評価するだけの情報が不足している種。

(3) 国外外来種

1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った 37 河川で確認された国外外来種は、マメ科のイタチハギ、ハリエンジュ、ウリ科のアレチウリ、アリノトウグサ科のオオフサモ、キク科のオオキンケイギク等、89 科 440 種でした。

国外外来種の確認種数が最も多かった河川は、関東地方の荒川で 302 種、次いで中国北地方の江の川で 207 種、中部地方の庄内川で 183 種でした。

2) 特定外来生物の確認状況

上記の国外外来種の内、外来生物法が定めるところの特定外来生物は、ウリ科のアレチウリ、 アリノトウグサ科のオオフサモ、キク科のオオキンケイギク等、6科9種でした。

(注) 国外外来種の選定基準について

注1) 国外外来種とは、外来種のうち日本国外を起源とする種であり、おおむね明治以降に、日本国外より導入された種(亜種、またはそれ以下の分類群についてもこれに準じる)を対象としています。なお、外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、8~9ページに掲載した文献および10ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

- 注2) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005年6月1日施行)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。
- 注 3) 要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼし うることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力について 啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。